

告 示

八 航空携行手荷物の輸入

航空携行手荷物として輸入される場合にあっては、三の(1)の植物検疫證明書又はその写しがそのまま実が輸入される場所に所在する植物防疫所（支所及び出張所を含む）へあらかじめ送付されており、かつ、当該證明書の内容の一部を記載した植物検疫証票がそのこん包の表面に貼付されているものであること。

五の(4)中「各こん包」の下に「又は東ねたこん包」を加え、五を六とし、四の次に次のように加える。

五 植物防疫官による確認

三の(1)及び四の消毒が的確に実施されたことが植物防疫官により確認されること。

○農林水産省告示第三百六十六号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第一に基づき、昭和四十七年五月二十七日農林省告示第七百九十八号（ハイ諸島産ソロ種バイヤ生果実に係る農林大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、平成九年四月一日から施行する。

平成九年三月十二日

農林水産大臣 藤本 孝雄

三の(1)中「有害動物及び有害植物が附着」を「検疫有害動植物が付着」に改め、同(2)のア中「ミカンコミバエ」を「ミカンコミバエ種群」に改め、同(3)及び四を削る。七中「そのこん包の三面以上に」を「そのこん包には、」に改め、七を九とし、六を七とし、七の次に次のように加える。

正 認

ページ段行 認 正

平成九年三月十二日(号外第四十五号)農林水
産省告示第三百六十六号(ハイイ諸島産ソロ種バ
イヤ生果実に係る農林大臣が定める基準を定め
る件の一部を改正する件)
(原稿誤り)

五六三
一四別表一
別表一